

地裁でOK、高裁で不許可

南幌の交通死亡事故

北海道で起きた交通事故の刑事裁判で、1審の札幌地裁支部が認めた遺骨を抱いた遺族による法廷傍聴について、控訴審の札幌高裁が、一転して不許可の方針を遺族に伝えたことが9日、わかった。法律家には「法廷は感情より理性」との意見もあるが、遺族は「亡くなった本人に裁判を見せたい」と訴える。裁判の公益性と被害者の権利のバランスが問われるケースで、今後論議を呼びそうだ。

法廷に遺骨

2006年12月10日
読売新聞

事故は、2003年9月に北海道南幌町で発生。自

転車の中3女子(当時14歳)が、トラックにはねられ死亡した。札幌地裁岩見沢支部は06年7月、トラックの男(46)に業務上過失致死罪で禁固3年、執行猶予5年(求刑・禁固3年)を言い渡した。検察側は事実認定や量刑を不服として控訴。今月19日に第一回公判が開かれる。

中学生の両親は、「未成

法曹界 「感情よりも理性」 遺族 「本人に見せたい」

年間は親元に」と、遺骨を自宅に安置してきた。今年6月の一審初公判前に、遺骨とともに傍聴したいと検察を通じて要望したところ、地裁支部が許可。加害者

を訴えた民事訴訟でも札幌地裁が許可した。全国的に遺影は認められる傾向にあるが、遺骨は要望も少なく、許可は極めて異例だ。だが、刑事の控訴審で同

じ要望を受けた札幌高裁は不許可とした。同高裁は取材に対し、「裁判体としては、公判廷への遺骨持ち込みは相当でないと考え、許可しないと伝えた」として

いる。両親は「当事者なのに、加害者は法廷に出て被害者は出られないのはおかしい」として、理由の説明を求める上申書を同高裁に提出し、回答を待っている。父親(35)は「(刑事裁判は)これが最後なので、娘にも聞かせたい。理由を聞いても納得できるかどうか分からない」と話した。全国犯罪被害者の会代表幹事の岡村勲弁護士(東京)

元東京地裁判事の山室恵

「この問題に正解はないと思うが、個人的には、高裁の判断を支持する」と話す。山室教授は「これまで刑事司法が被害者に対して十分に配慮してこなかったことは事実」としながらも、「遺影と遺骨とは、人々の感じ方に差があるし、被告への影響も違うと思う。法廷はまず理性の場であり、感情が上回ると理が侵食される」と指摘している。